

広島県告示第八百二二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

百島特定猟具使用禁止区域

二 区域

百島全域と尾道市百島町字女男石二五八六番地の三、北海上二百メートルを起点として、同点から百島周囲を海岸線より海上二百メートル区域で囲み起点に至る区域一円

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器